

令和9年4月に小学校・中学校へ入学予定のお子さんがある保護者の皆様へ 就学援助費の入学前支給について

令和9年度に小学校・中学校へ入学予定のお子さんを対象に、就学援助費（新入学児童生徒学用品費）を入学前に支給します。受給を希望される方は、以下の対象要件をご確認の上、申請してください。

※ 現在、就学援助の認定を受けている方も、入学前支給を希望される場合は申請が必要です。

1 入学前支給の対象となる方

次の(1)～(4)のすべての条件に該当する方。

- (1) 原則として、令和9年1月時点でお子さんの住民票が岡崎市にあり、かつ実際に居住していること（ただし、入学前に市外転出する者を除く）。
- (2) お子さんが令和9年4月に小学校または中学校に入学する予定であること。
- (3) 「就学援助制度のお知らせ」の「◇援助の対象となる方」の1～7のいずれかの条件に該当し、お子さんの入学時点においても該当する見込みであること。
- (4) 生活保護費を受給していないこと（生活保護世帯には、生活保護費から援助があります）。

2 入学前申請の手続き

以下の2通りのいずれかの方法で、1世帯につき1回、申請してください。

(1) 電子申請

マイナポータルから申請できます。

詳しくは岡崎市のホームページをご確認ください。



※ 左の二次元コードをスマートフォンなどで読み込むと、岡崎市のホームページをご覧いただけます。

(URL : <https://www.city.okazaki.lg.jp/kosodate/kyouiku/1012240/1003700.html>)

● 申請期間：令和9年1月12日（火）から1月29日（金）

(2) 紙申請

● 提出書類

☐ 様式5 就学援助費受給申請書(裏面:口座振替申出書 兼 委任状)

※ 学校指導課の窓口（市役所福祉会館4階）または学校で受け取れます。

また、岡崎市のホームページから印刷することもできます。

岡崎市のホームページは、上記二次元コードからご確認ください。

※ お子さんの学校・学年は来年度のものを記入してください。

☐ 申請者の個人番号確認書類

個人番号カードの両面の写し、個人番号記載の住民票の写し、通知カードの写し のいずれか

※ 個人番号カード及び通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合、

または、正しく変更手続きがされている場合に限り、利用できます。

☐ 申請者の身元確認書類 ※ 個人番号カードの両面の写しを提出する場合は不要です。

運転免許証の写し、パスポートの写し、在留カードの写し 等

※ 住所や氏名に変更がある場合は、変更事項が記載された面の写しが必要です。

☐ 証明書の写し

条件に該当することが分かる証明書の写し（減免決定通知書など）

※ 「就学援助制度のお知らせ」の「◇援助の対象となる方」のうち、6番または7番で申請される方のみ必要です。

裏面に続く

- 申請期間及び提出先：新小学1年生と新中学1年生で異なります。

新小学1年生

申請期間：令和9年1月12日（火）から1月29日（金）

（土日祝日を除く9時～16時）

提出先：市役所 福祉会館4階 学校指導課窓口 ※郵送可（ただし29日必着）

（〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 教育委員会学校指導課 就学援助担当 宛）

※ 個人番号確認書類や身元確認書類、証明書について、学校指導課の窓口で写しを取ることはできないため、あらかじめご準備ください。

新中学1年生

申請期間：お子さんが在籍する小学校を通じてご案内します。

提出先：お子さんが在籍する小学校

※ 現在、就学援助の認定を受けている方に対しては、12月末までにお子さんが在籍する小学校を通じて案内文を配布します。就学援助の認定を受けていない方で、入学前支給を希望される場合は、お子さんの在籍する小学校にお問い合わせください。

3 留意事項

- (1) 入学時点で条件を満たしていない場合、支給した就学援助費を返金していただきます。

申請後に条件に該当しないことが判明した場合は、お早めに下記担当までご連絡ください。

＜返金が必要なケース＞

- ・市外に転出した場合。 ・特別支援学校や外国人学校に入学することになった場合。
- ・世帯状況が変更し、対象児童生徒と別生計になった場合。
- ・小中学校に入学しないことになった場合。 ・その他認定要件を喪失した場合。

- (2) 審査の結果は、認定の可否にかかわらず、3月上旬に通知書を送付してお知らせいたします。
- (3) 審査の結果、認定となった場合は、就学援助費（新入学児童生徒学用品費）を3月中旬に支給する予定です。なお、支給金額は未定です。最終的な支給日及び支給金額は、3月上旬に送付する支給通知書により、お知らせいたします。

＜参考：昨年度の支給実績＞ 新小1：64,300円 新中1：81,000円

※ 上記金額は昨年度の実績であり、今年度の支給額を保証するものではありません。

- (4) 入学前支給を受けた方は、入学後の新規申請は不要です。また、入学前申請をされた方は、在校生の兄弟姉妹分も含め、継続申請は不要です。認定要件に該当する限り、来年度も就学援助費を受給することができます。
- (5) 申請期間内に入学前申請ができなかった場合でも、2月頃の継続申請または入学後の4月中に新規申請を行い、4月1日付で準要保護として就学援助が認定された場合は、6月に新入学児童生徒学用品費を受給できます。なお、継続申請は、既に就学援助の認定を受けており、翌年度も小中学校に在籍する児童生徒がいる世帯が対象です。支給額は時期に関わらず同額で、重複して受給はできません。
- (6) 現在、小中学生がいる世帯で就学援助の認定を受けていない方は、入学前申請とは別に、新規申請をすることもできます。認定された場合は、認定開始日以降の就学援助費を受給できます。なお、入学前申請のみされた場合、認定者が今年度受けられるのは新入学児童生徒学用品費の入学前支給のみです。

【担当：岡崎市教育委員会学校指導課 TEL：0564-23-6242】